

クール  
チョイス

## 西東京市長「COOL CHOICE」宣言

～CO<sub>2</sub> CO<sub>2</sub> 削減、みんなで一緒に「クールチョイス」～

◆**当市では、6月24日に改めて「クールチョイス」宣言を行いました。**

西東京市では、脱炭素社会への転換を目指すため、フードドライブ、環境教育、LED照明器具への買替助成、ライフスタイルの転換など、市長を先頭に職員全員体制で、一丸となって「クールチョイス」の取組を進めております。

本年度から、次世代を担う「子どもが『ど真ん中』にあるまちづくり」の実現に向けて、より環境施策に力を入れてまいります。

地球温暖化対策のため、これからの西東京市、そして未来の地球のために、市民、事業者の皆様にも、クールチョイスの提案や、支援を行い、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

西東京市長 池澤 隆史

◆**クールチョイスとは**  
CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のため、温暖化対策に資するあらゆる行動を促す国民運動です。

●COOL CHOICE  
ご賛同登録はこちら→ 

◆**市が取り組む「COOL CHOICE」**

- マイバッグ・マイボトルの利用で使い捨てプラスチックの削減
- 冷暖房の使用を抑え、衣類などで温度調整をするウォームビズ、クールビズの実践
- 公共交通機関や自転車での移動
- エレベーターの利用を控え、階段の利用
- ノー残業デーの実施<sup>※</sup>

▶環境保全課 ☎042-438-4042

## フードドライブにご協力ください

フードドライブは、ご家庭に保管されたままの食品を提供いただき、食材として有効活用する取組です。

お持ちいただいた食品は、西東京市社会福祉法人連絡会を通じて市内の子ども食堂や中学校放課後カフェ、食の支援が必要な方にお配りします。

□**受付期間** 7月5日(月)～15日(木)  
※(土)・(日)を除く

□**受付時間** 午前8時30分～午後5時

□**受付場所** ●田無庁舎2階 ●防災・保谷保健福祉総合センター1階 ●エコプラザ西東京 ●その他市内の社会福祉法人事務所

※受付場所や期間などの詳細は右記QRコードから 

☎西東京市社会福祉法人連絡会事務局 ☎042-497-5180

▶環境保全課 ☎042-438-4042

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

## 介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)処理の誤りに関する対応

介護保険被保険者の皆様には大変なご迷惑、ご負担をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

▶**高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル**  
☎042-420-2867 時 平日午前8時30分～午後5時

本市の事務処理の誤りにより昨年8月の年金から一部天引き(特別徴収)できなかった介護保険料については、令和2年度第7期分として対象者の方に納付書による納付(普通徴収)のお願いをしておりましたが、本年5月末時点で納付が確認できなかった方の保険料につきましては、本年8月支給の年金から特別徴収させていただきます。

対象の方につきましては、本年7月中旬に送付予定の令和3年度介護保険料納入通知書に同封する「介護保険料徴収方法変更通知書兼仮徴収額変更通知書」で、本年8月の年金から天引きする額などをお知らせいたします。

◆**引き続き介護保険料が特別徴収となる方へ**

上記のとおり、本年8月の年金から天引きいたしますので、令和2年度第7期分の納付書での納付はなさらないでください。行き違いでご納付いただいた場合は、年金からの特別徴収の結果を確認したうえで還付いたします。

**「還付金」詐欺・「振り込め」詐欺にご注意ください**

★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。  
★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。

## 道路へ張り出した倒木、枝・雑草の伐採にご協力を

私有地から道路や歩道へ張り出し、通行の支障になっている倒木や枝について、これらが原因で事故が発生した際に、樹木の所有者の責任が問われる場合があります。特に、強風や大雨時の前後は樹木の伐採などをお願いします。また、雑草についても、同様に管理をお願いします。

□**作業時の注意点**  
電線や電話線のある場所での作業は危険を伴いますので、事前に東京電力パワーグリッド(株)またはNTT東日本に連絡し、周囲の安全と作業中の事故に注意し作業してください。

▶道路課 ☎042-438-4055

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。  
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

◆**児童扶養手当**

☑ 次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日<sup>※</sup>(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生<sup>※</sup>

※詳細はお問い合わせください。

□**支給制限**  
次のいずれかの場合は該当しません。

- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 児童が請求者以外の父または母と生計同一
- 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者<sup>※</sup>を含む)と生計同一
- 請求者または児童が日本に住所を有しない

※単身の異性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

□**手当の支給月**  
申請日の翌月分から支給を開始し、年6回(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分

□**支給金額(月額)** 単位:円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,160	4万3,150 ～1万180
2人目加算額	1万190	1万180 ～5,100
3人目以降加算額(1人につき)	6,110	6,100 ～3,060

◆**特別児童扶養手当**

☑ 20歳未満の中・重度障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者

※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。

□**支給制限**  
児童が福祉施設などに入所している場合や児童が障害年金などを受給している場合は該当しません。

□**手当の支給月**  
申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分

□**支給金額(月額)** 単位:円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万2,500	3万4,970

◆**各手当共通**

□**所得制限**  
請求者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1、2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□**注意**  
手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやその他の不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表1 令和3年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表  
(令和2年1月1日～12月31日の所得、児童扶養手当:令和3年11月～令和4年10月分、特別児童扶養手当:令和3年8月～令和4年7月分の手当に適用) 単位:円

扶養親族の数	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	本人		本人	配偶者・扶養義務者	
	全部支給	一部支給	孤児などの養育・配偶者・扶養義務者		
0人	49万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	87万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	125万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	163万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万			1人につき加算21万3,000	
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万		老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 <sup>から</sup> )	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 <sup>から</sup> )
			老人扶養10万	老人扶養10万	

※児童扶養手当の受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2 所得から控除できる額 単位:円

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当
	本人(父または母)	本人(養育者)配偶者・扶養義務者	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万		
障害・勤労学生控除	27万		
特別障害者控除	40万		
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
ひとり親控除	0	35万	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額		

※配偶者は寡婦(夫)控除なし